

平成27年度第2回

小金井市都市計画審議会会議録

平成27年度第2回
小金井市都市計画審議会会議録

○平成27年10月22日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席委員 14名

会 長	8番	根 上 彰 生			
委 員	2番	湯 沢 綾 子	3番	岸 田 正 義	
	4番	村 尾 公 一	5番	寺 沢 智 博	
	6番	白 井 亨	9番	林 倫 子	
	10番	宮 下 誠	11番	斎 藤 康 夫	
	12番	齊 藤 俊 之	13番	百 瀬 和 浩	
	17番	五十嵐 京 子	18番	板 倉 真 也	
	19番	松 縄 忠 一			

欠席委員 5名

	1番	高 橋 金 一	7番	鈴 木 博	
	14番	島 崎 智 融	15番	枝 廣 基 司	
	16番	高 橋 清 徳			

傍聴者 0名

出席説明員

市 長	稲 葉 孝 彦	副 市 長	川 上 秀 一
都市整備部長	東 山 博 文	都市計画課長	西 川 秀 夫
環境政策課長	大 関 勝 広	都市計画課長補佐	林 利 俊

事務局職員出席者

都市計画課主査	田部井 一 嘉	都市計画課主任	大 谷 桂 輔
都市計画課主事	外 山 義 久	環境政策課係長	森 純 也

【西川都市計画課長】 本日はご多忙中のところ、小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

審議会委員19名中14名のご出席をいただいております。小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、過半数以上の出席を得ておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。また、高橋金一委員、鈴木委員、島崎委員、枝廣委員、高橋清徳委員は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の西川です。よろしくお願いいたします。

さて、7月に引き続きまして、今年度第2回目の都市計画審議会になりますが、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の資料について確認させていただきます。資料としましては「小金井都市計画生産緑地地区の変更について」を事前配付させていただいております。お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市長の稲葉でございます。

【稲葉市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 副市長の川上でございます。

【川上副市長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 都市整備部長の東山でございます。

【東山都市整備部長】 本日はよろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 環境部環境政策課長の大関でございます。

【大関環境政策課長】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 都市整備部都市計画課長補佐の林でございます。

【林都市計画課長補佐】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 それでは、お手元に差し上げております次第に従いまして進行させていただきます。

本日ご審議いただきます、付議案件1件を、市長の稲葉から読み上げさせて

いただきます。

【稲葉市長】 生産緑地地区の変更について付議させていただきますのでよろしくお願いたします。

小金井市都市計画審議会会長、根上彰生様。小金井市長稲葉孝彦。小金井都市計画生産緑地地区の変更について、付議。小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、下記事項について審議会に付議いたします。小金井都市計画生産緑地地区の変更について。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【西川都市計画課長】 それでは付議が終了いたしましたので、根上会長に審議会の進行をお願いたします。よろしくお願いたします。

【根上会長】 ただいまから、平成27年度第2回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

お手元の次第のとおり、本日ご審議いただく案件は、ただいま付議いただきました付議案件「小金井都市計画生産緑地地区の変更について」の1件でございます。

早速ですが、付議案件について事務局より説明を求めます。

【東山都市整備部長】 それでは、小金井都市計画生産緑地地区の変更についてパワーポイントにより説明させていただきます。

今回の変更は、生産緑地地区の削除についてでございます。

毎年、都市計画審議会での説明の際に出てまいります「買い取り申し出」「行為制限の解除」「都市計画の変更」までの流れについて、案件の説明に先立って生産緑地地区の基礎知識を含めて説明させていただきます。その後、個別箇所の説明を行います。

生産緑地地区制度についてでございます。市街化区域内農地等は、2つの性格を有しております。まず1つ目は、住宅・宅地供給促進のための素地としての性格。2つ目は、良好な都市環境の形成や生鮮野菜の供給等としての貴重な緑地、オープンスペースとしての性格を持っております。こうした基本的な考え方から、平成3年に生産緑地法が一部改正され、市街化区域内農地等を対象とした、総合的な住宅地供給施策として、農地等所有者は、「保全すべき農地等」または、「宅地化する農地等」の選択を行いました。

「保全する農地等」については、計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、市が都市計画制度により「生産緑地地区」として指定することにより、30年間にわたり保全が図られるものでございます。

生産緑地地区としての要件、つまり指定基準には、農地等所有者その他関係権利者全員の同意を条件に、良好な生活環境形成に相当の効用があり、公園等の公共施設などの敷地に供する土地として適していること。面積が500平方メートル以上の一団の農地等であること。現に農業等の用に供されており、その継続が可能な農地等であることなどが主な要件になっております。

生産緑地地区の指定をされますと、市街化区域内農地等についての土地利用が都市計画上明確化されます。さらに、農地等として管理することが義務づけられ、農地等以外の利用は不可能になります。生産緑地地区内では、建築物などの新築、増築、宅地造成などの土地利用はできないこととなります。このことを行為制限といいます。また、税制上の優遇措置が受けられ、固定資産税および都市計画税が農地課税になります。

次に、買い取り申し出制度についてですが、生産緑地地区の指定を解除できる条件としては、生産緑地地区に指定されて30年経過したとき、または、農業等の主たる従事者の死亡により、農業等の継続が不可能となったときや、身体の故障を有することになった場合であり、市長に対して、生産緑地を時価で買い取るよう申し出るようになっております。

市長は買い取り申し出を受けた後、1か月以内に、その生産緑地を買い取るか、買い取らないかを所有者に通知します。買い取らない場合は、他の営農者への斡旋に努めますが、申し出の日から3か月以内に斡旋が成立しなかったときは、行為制限が解除されて、建築物の新築や増築、宅地造成等の土地の転用が可能となります。したがって、この時点で生産緑地法上の行為制限が解除されますので、都市計画上は生産緑地地区に指定されていても、宅地化すべき農地等としての取り扱いができる状況となります。

現在、既に宅地造成等の工事が始まっていることがありますが、全般、後追いで都市計画変更を行うこととなります。

これから説明いたします小金井都市計画生産緑地地区の変更につきましても、買い取り申し出に伴う案件は3か月以上経過しておりますので、生産緑地法上

の行為制限が既に解除されており、農地等以外のほかの用途への土地利用が可能な状況になっています。

次に、生産緑地の追加指定について説明させていただきます。小金井市都市計画マスタープランの施策の1つとして、「生産緑地の追加指定などによる農地の確保」を掲げております。その実現の方法の1つとして、「農地の営農行為が持つ緑地としての機能を重視し、継続的な営農が約束される農地等を生産緑地に追加」する等のため、生産緑地の指定方針及び指定基準を定めております。

追加指定の手続きは、農業委員会と連絡調整を行い、農地等の認定の意見を得て、内容を審査し、必要があるものについて都市計画審議会に諮り、都市計画の決定をするものでございます。

それでは、本日の案件であります小金井都市計画生産緑地地区の変更について説明させていただきます。

今回の変更は7件でございます。内訳は、平成26年1月1日から同年12月31日までの生産緑地法第10条に基づく買い取り申出に伴う削除のみとなっております。

面積でございますが、現在の生産緑地地区の面積約66.02ヘクタール、223件を、約65.09ヘクタール、222件に変更するもので、約0.93ヘクタール減とするものでございます。

次に、変更を行う位置及び区域ですが、画面をご確認ください。全7件のうち、地区の一部を削除するものが番号27、番号35、番号87、番号194、番号223、番号251の6件でございます。次に、地区の全部を削除するものが番号277の1件でございます。

画面は変更箇所7カ所の位置を示した総括図でございます。ご覧のように、中央線の北側に4カ所、南側に3カ所となっております。

それでは、番号の小さいほうから順に説明させていただきます。

番号27です。東町五丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約3,560平方メートルで、そのうち約1,770平方メートルを削除し、残った約1,790平方メートルを番号27にするものでございます。削除地区を南側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号35です。梶野町二丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約4,800平方メートルで、そのうち約1,970平方メートルを削除し、残った約2,830平方メートルを番号35にするものでございます。削除地区を北側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号87です。緑町三丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約3,930平方メートルで、そのうち約920平方メートルを削除し、残った約3,010平方メートルを番号87にするものでございます。削除地区を北東側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号194です。貫井北町一丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,750平方メートルで、そのうち約1,250平方メートルを削除し、残った約1,500平方メートルを番号194にするものでございます。削除地区を南東側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号223です。貫井南町一丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,120平方メートルで、そのうち約720平方メートルを削除し、残った約1,400平方メートルを番号223にするものでございます。削除地区を南西側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号251です。貫井南町四丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約2,590平方メートルで、そのうち約960平方メートルを削除し、残った約1,630平方メートルを番号251にするものでございます。削除地区を北東側から見た8月時点の現地の状況です。

続いて番号277です。貫井北町三丁目地内でございます。生産緑地法第10条に基づく、買い取り申し出に伴う行為制限の解除によるものでございます。変更前の一団の面積が約1,740平方メートルで、全部を削除するものでございます。削除地区を北東側から見た8月時点の現地の状況です。

生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定ですが、東京都と

の協議については、平成27年9月18日に、意見のない旨の協議結果を得て
ございます。都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、10月
1日から10月15日までの2週間行いまして、意見の提出はございませんで
した。また、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、平成27年
11月中旬に市の告示を行う予定でございます。

最後に、生産緑地地区指定の推移について、概略をグラフにしましたので、
ご覧いただきたいと思います。平成3年に生産緑地法の一部改正がありまして、
先ほど説明させていただいたように現行の法律に基づいて運用されております。
小金井市は平成4年に約84.82ヘクタールを指定し、その後、追加指定及
び、買い取り申し出等による面積の増減がございまして、今回の変更により約
65.09ヘクタールになるものでございます。平成6年度をピークにこの2
1年間で約20.1ヘクタール減少しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【根上会長】 それではただいまのご説明を受けまして、案件の質疑を行
いたと思います。ご意見、ご質問、よろしくお願いいたします。板倉委員、お
願います。

【板倉委員】 国の法律によって生産緑地が減っていく、というのは残念な
ことであります。それで先ほどの説明で伺いたいのは、生産緑地の指定は50
0平方メートル以上の農地であって一団となっているという説明であります。

2点伺いたいことがあるのですが、1つ目が、道路を隔てた農地、例えば5
00平方メートルに満たない小さな農地があるとしめます。道路を隔てた反対側
には、ちょっと大きめの土地もあって、合わせると500平方メートルを超え
る場合にも一団というふうに扱っていただけるのかどうか。それとも筆が分か
れているので、だめだというふうになってしまうのか。そこのご見解を伺いた
いということでもあります。

というのは、生産緑地として、少しでも存続できるような仕組みは取れない
かどうかというのがあるのと、農地所有者の方からは、そういう要望もときど
き聞くことがあるので、伺いたいということでもあります。

2つ目は、農機具小屋の扱いはどうなるのでしょうか。それをつくってしまう
と宅地並みの課税になってしまうのか、例えばコンクリートを敷かなくて、生

産緑地の土の上に農機具小屋をつくったぐらいであれば、大丈夫という扱いになっているのか。

この2点、教えていただけますか。

【根上会長】 それでは事務局、お願いいたします。

【森環境政策課緑と公園係長】 まず1点目の道路の幅員について、お答えいたします。一団とみなす農地に関しまして、この場合、道路、水路は農業用道路、農業用水路を除き生産緑地の面積に含めず、生産緑地に一団とする場合の道路の幅員に関しましては、6メートル以下の道路の幅員で離れている生産緑地であれば、一団とみなすことは可能となっています。

2点目のご質問ですが、生産緑地法8条2項に定められている農具の施設に関しましては、行為制限の対象外ということで、設置が認められているものもございます。

【根上会長】 板倉委員。

【板倉委員】 まず2つうちの1番目については、理解できました。2つ目についてですが、農機具小屋が認められているということなんですが、その場合、地面をコンクリートで固めても大丈夫でしょうか。それとも、だめだというふうになっているのでしょうか。そこの整理はどうなっていますでしょうか。

【西川都市計画課長】 確認のため、お時間をいただければ。

【根上会長】 即答が難しいようですので、調べていただいている間に、次のご質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

斎藤委員、よろしく申し上げます。

【斎藤委員】 今回、生産緑地の削除のみを行うということで、その理由が、買い取り申し出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となったということで、生産緑地の一部を削除する。買い取り申し出、要するにほとんどの方が相続税対策で、一部を切り売りしなければならないというのが現状で、それに対して市も東京都も、これは国も入るんですか。行政が買い取ることができないと。買い取る余裕がないということで、現況の写真を見させていただきましたが、ほとんどが宅地開発という形になっています。

私は、宅地開発そのものは悪いというふうに思っておりませんが、生

産緑地を解除するに当たって、行政として、小金井市として、政策的にこれをうまく活用していく必要がある、というふうに私は思っております。ただ、そうは言っても、本日は都市計画審議会ですので、事務局では都市計画だけの管轄ではなく、企画の部分もありますし、また福祉や子育て部門の計画も含めて、考えなければいけないことだと思っておりますが、生産緑地を解除するのは、相続以外にも、公共施設の整備を行うことにも、これは解除できる要件というふうになっておりますから、市が行政の政策的な意思を持って、これを進めていくということも1つの手だと思っております。

現在、小金井市においては、待機児童の解消というのは、ゼロにしていくということだったんですけれども、そういった形で生産緑地の買い取り申し出による買い取りということができないとすれば、市が積極的に関わって、市が買うわけではなくても、事業者と農業者との話し合いで、市が望む保育所や特別養護老人ホーム等の計画というものも、当然これはできると思っております。近隣の他の自治体では、そういうことを実際に、事業者と農業者の土地所有者の皆さんをマッチングしています。小金井市が仲立ちとなる、行政が仲立ちすることによって、行政の市民サービスの充実と、かつ農業者の皆さんのご理解をいただいた形での生産緑地の活用ということができると思います。

私は、生産緑地をどんどん解除しろと言っているわけではなくて、宅地開発になってしまうのであれば、同じ解除せざるを得ないのであれば、行政、市民サービスを充実するために、行政がこれを活用していくという立場が、方針としてあってしかるべきだと思います。市長も任期がもうわずかとなっておりますけれども、これは都市整備部だけの判断というのは、なかなかできないのですから、先ほど言いましたように、福祉や子育て支援の課も含めた形で、併せて考えていかなければならないので、ぜひ市長や副市長に、ご答弁いただきたいと思っております。この生産緑地の活用、市民サービスを充実するための生産緑地の活用というものを、どのように考えているかお答えいただければと思います。

【稲葉市長】 斎藤委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。市は、そして市民は、生産緑地ということに対しては、できるだけ保存していきたいという考え方を持っている、というふうに考えております。そのために固定資産税、都市計画税に関して優遇措置を取っているということは、そうい

う意味合いだというふうに思っています。農地の果たしている役割というのは、非常に多くのものがあります。

そして、先ほど斎藤委員が、公共のために活用をとということでもありますけれども、やはり農業従事者に関しては、農業にきちんと従事していただく、そして農業生産に意欲を持っていただく、というのは基本にあるだろうというふうに思っています。相続が発生したり、また後継者がいないということから、生産緑地は解除されていくわけですけれども、市とすれば、非常に残念な思いであります。生産緑地として継続していただくのが最優先、という考え方を持っています。

また、特別養護老人ホームや保育園というのも、視野に入れていくわけですが、私たちが間に入って、いかがでしょうかという斡旋をするということにはなりにくいだろうと思っています。そういうやり方は農業者が農業意欲を失ってしまうんじゃないかというふうに思っています。

ただ、買い取り申し出があった場合、市の計画と全てがマッチングすることになりにくいために、買い取り申し出に応じていないということがあります。ただ、農業者が今後も継続して農地として利用していくのが、非常に大変だというような話になれば、話を聞くことはあるかなと思っています。特別養護老人ホーム、今、我々も準備を進めているところであります。さらに待機児解消というのは、平成28年度では40人ぐらいになり、その翌年は、待機児はゼロになる、という計画を持っております。

そういう意味で、そういう需要があったときには考えていく必要があるだろうと思っておりますけれども、タイミング的にずれてしまうと、宅地開発ということになってしまうかなと思っております。斎藤委員のご意見は、ご意見として尊重させていただきたいと思っております。

【根上会長】 斎藤委員。

【斎藤委員】 平成3年から平成4年、改正生産緑地法は平成4年から、ということだと思っておりますが、農業者の皆さんは当時非常に悩まれて、生産緑地にするのかしないのか、ということを非常に悩んでいらっしゃる方もよく知っております。一度指定してしまえば30年間ということ、平成4年からですから、今、平成27年なので、23年たったということになるわけですけれども、

農業者の皆さんの事情も大きく変わっているという可能性もありまして、私はそういった方々の意識調査、現状の調査を、聞き取りをする必要があるのだろうと思っています。その1つは、農業委員会の仕事かもしれませんが、都市側の理論として、都市計画審議会から、農業者の皆さんに、困っていないかどうか、また、当時生産緑地に指定した頃と事情が変わっていないかどうか、という問いかけがあってもいいのではないかと私は思っています。もちろん、私も生産緑地をできるだけ減らしたくない、という気持ちは一緒でありますけれども、ぜひ市長、後継の方も活用していただいて、今、計画を持っているというお話だったので、特別養護老人ホームの増設に関して、含みのあるお言葉がありました。あと待機児解消に関しては、方法論が明確じゃなかったんですけども、徐々に解消するんだという話がありました。活用はできるんだというところの中で、生産緑地の農業者の皆さんのご事情を含め、また行政のサービスとしても充実できるという、両面から提案をしていただけますよう、お願いを申し上げます。

【根上会長】 今のご発言は、ご要望とご意見ということでよろしいでしょうか。

【斎藤委員】 はい。

【西川都市計画課長】 先ほどの板倉委員の質問について、お時間いただきました。

【根上会長】 先ほどの板倉委員のご回答ですね。よろしく申し上げます。

【森環境政策課長と公園係長】 お時間いただきましてありがとうございます。先ほどご質問いただきました施設の設置に関してでございます。施設の設置に関しましては、限定的施設という形で、生産緑地法上で限定列举をし、設置をすることを許可しているものでございます。その範囲の中で、先ほどご質問のコンクリート打ちなどの具体の工法については、特にコンクリート打ちは許可できないとか、そういった運用はしておりません。しかし、ほかの、例えば建築基準法とか、生産緑地法以外のところでの確認が必要になるかとは思いますので、そちらのほうと調整しながら、申請いただければ、設置できるものもあるとは思っています。

【板倉委員】 敷地をコンクリートにした場合、農業従事者の方は、農業委

員会にも相談するんでしょうけれども、まず窓口に来ますね。そのときに、オーケーというのか、それともほかの法律などを調整しながら、だめというのかを、窓口ではどう判断されるんですか。結局、だめになるのか、いいという判断になるのかを、今、伺っているのです。お願いいたします。

【根上会長】 よろしく申し上げます。

【森環境政策課長と公園係長】 こちらのほうで窓口にお越しいただいた際には、まず法律で列挙されている施設かどうか、ということを確認させていただきます。その中で、工法とかについては特に、コンクリート打ちですからできませんとか、そういったことはお答えせず、お受けし、その後で、同じ届け出関係も並行で進めてください、ということをお伝えして、こちらのほうに届け出を出して、許可を出すという形になります。

【根上会長】 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。林委員、お願いします。

【林委員】 今回付議されているのは、生産緑地の解除ということになりますけれども、いただいた資料などを見ていると、約1ヘクタールぐらい生産緑地が減ってしまうということで、ほかの方もおっしゃっていたように、だんだん緑が減っていくのは、とても残念なことだなというように思っています。

生産緑地を残すことだけが緑地の保全、ということにはならないとは思いますが、やっぱりこれはできるだけ残していただきたいと思っています。土から上の緑のことだけではなくて、コンクリートで埋めないむき出しの土地が残っているということは、土から下の問題にもなってくる、というふうに思っていますので、ぜひ残していただきたいというふうに思っています。

小金井市は、やっぱり緑を大事にしようということを掲げているまちですので、これから緑を残していくために、小金井市はどういう方針を掲げていらっしゃるのか、この場所でも聞いておきたいと思えますし、委員の方々でも、小金井が緑を残していくために、こんな方法があるんじゃないかという知恵があったら、ぜひ参考にさせていただきたい、と思っているんですけれども、いかがでしょうか。

【根上会長】 事務局、ご回答いただけますでしょうか。

【大関環境政策課長】 緑を増やす方策についてのご質問でございます。ま

ず相続等における生産緑地の減少につきましては、やむを得ないというふうに考えてございます。しかしながら、減少を抑える対策として、先ほど冒頭、都市整備部長のほうからもお話がありましたけれども、平成25年度には追加指定の基準を緩和しまして、以前、生産緑地の指定解除をした農地についても、生産緑地に再度指定できるようにしてございます。

また、生産緑地が解除されますと、先ほどもお話がありましたように、宅地開発というケースが殆どでございまして、この場合、宅地開発に関わるものにつきましては、環境配慮指針というものがございまして、それに基づいて新たな緑の確保を行っているところでございます。

また、環境政策課においては、財政状況等々を勘案しながらではございますけれども、用地の取得を検討したり、一般家庭向けには、生垣の補助制度や、苗木の配布などを行っているところでございます。

今後につきましては、さまざま考えられる対策を検討しまして、緑地を減らさないように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

【根上会長】 林委員、いかがでしょうか。

【林委員】 もしほかの委員の方でお知恵などあったら、お聞かせいただきたい。

【根上会長】 いろいろ知恵を出して、考えられる対策は打っているということですが、それでも減少がなかなか食い止められないという状況のようです。新たな方策等について、委員の皆様、お知恵がありましたらということですが、いかがでしょうか。

なかなかこの場ですぐに意見というのも、難しいかと思えます。先ほど斎藤委員からも、農地の継続的利用にいろいろ支援すべきだ、というご意見をいただきました。その支援、方策について、もしいいお知恵がありましたら、また事務局にでも、お寄せいただければと思えます。なかなか今すぐには難しいかと思えますので。それでは林委員よろしいでしょうか。

他に質問がありましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。特にご質問ないようでしたら、質疑を終了したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【根上会長】 異議なしというお声をいただきましたので、質疑を終了したいと思います。

それでは付議案件について、審議会としての決を採りたいと思います。

都市計画審議会条例第7条第3項に「会議の議事は、出席した委員及び案件に関する臨時委員の過半数で決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。」とあります。

これにより、挙手ということで決を諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声、多数あり)

【根上会長】 それでは、議案「小金井都市計画生産緑地地区の変更について」、案のとおり、異議のないということで、ご賛成いただける委員の方、挙手お願いいたします。

(挙手、全員賛成)

【根上会長】 全員賛成でよろしいですね。それでは異議のないということで、この案件は案のとおり決定いたしたいと思います。

本日の案件は全て終了で、1件のみということで、事務局から何か追加がありましたらお願いいたします。

【西川都市計画課長】 ご審議ありがとうございました。今年度につきましては、現時点で都市計画審議会にお諮りする案件というものは、持ち合わせていないところでございます。また何か追加等がございましたら、ご連絡させていただきたいと思います。

【根上会長】 それでは本日の審議は全て終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会といたします。円滑な審議にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

— 了 —